

平成22年第2回臨時会

# 大多喜町議会会議録

平成22年 3月30日 開会

平成22年 3月30日 閉会

大多喜町議会

## 平成 2 2 年 第 2 回 大多喜町 議会 臨時会 会議録 目次

### 第 1 号 ( 3 月 3 0 日 )

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	2
町長あいさつ.....	2
諸般の報告.....	2
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
閉議及び閉会の宣告.....	15
署名議員.....	17

大多喜町第2回臨時会

(第1号)

# 平成22年第2回大多喜町議会臨時会会議録

平成22年3月30日(火)

午後3時00分 開会

## 出席議員(11名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
4番	小高芳一君	5番	苅込孝次君
6番	君塚義榮君	7番	吉野信一君
8番	志関武良夫君	9番	野口晴男君
10番	藤平美智子君	11番	正木武君
12番	野村賢一君		

## 欠席議員(1名)

3番 江澤勝美君

## 地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	酒井太門君
総務課長	君塚良信君	企画商工観光課長	森俊郎君
特別養護老人ホーム所長	石井政一君		

## 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鈴木朋美 書記 小倉光太郎

## 議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 大多喜町地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結について

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は11人です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、平成22年第2回大多喜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午後 3時00分）

---

◎町長あいさつ

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本日は、平成22年第2回大多喜町議会臨時会を開催させていただきましたが、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中ご出席をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

また、日ごろ町の事業推進に当たりましては、議員の皆様にはいろいろご理解、ご協力をいただいておりますこと、この席をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

なお、本日は会議として議案2件でございますが、十分なるご審議をお願い申し上げます。

なお、行政報告でございますが、お手元にお示しをしました印刷物でご了承を願いたいと思います。

本日はご苦労さまでございます。

○議長（野村賢一君） これで、行政報告を終わります。

---

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会以降の議会の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会については、関係議員からご報告をお願いします。

国保国吉病院組合議会関連について、10番藤平美智子議員をお願いします。

藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 国保国吉病院組合議会についてご報告いたします。

去る3月23日午前10時よりいすみ医療センター会議室におきまして、第1回国保国吉病院組合議会定例会がございました。

本町からは江澤議員、君塚議員、そして私の3名が出席をいたしました。

執行部より付議された事件は9件。すべて全会一致で原案のとおり承認可決をされました。

内容につきましては、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。処分事項については千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務規約の変更に関する協議について当組合が構成員であります千葉県市町村総合事務組合から組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、3月19日までに当組合議会の議決を求めるものでありましたが、急を要するもので専決処分とされたものです。

議案第2号 当組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について。当組合では、これまで職員の勤務時間及び休日、休暇につきましては、当組合職員の勤務時間に関する条例及び組合職員の休日及び休暇に関する条例の2つの条例の規定に準拠していましたが、勤務時間等の改正内容を含めた新たな条例を制定するものです。

議案第3号 当組合の一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。当組合におきまして、再任用に関する条例の制定時に関係条例との調整がされていなかったことから、今回調整のために改正を行うものです。

議案第4号 当組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。当組合の条例において、育児短時間勤務制度、短時間勤務職員の任用制度、部分休業の対象となるこの年齢の引き上げなどの改正を行うものです。

議案第5号 当組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第3号と同様に、再任用にかかわる条例制定時に関係条例との調整がされていなかったことからの改正及び時間外勤務についての改正、夜間、休日の緊急医療の確保のための医師の宿直手当についての改正を行うものです。

議案第6号 当組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。医師の過重労働に関する契約施設診療手当の創設及び夜間、休日の緊急医療確保のための検査等に従事する技師の待機手当についての増額の改正を行うものです。

議案第7号 いすみ医療センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について。当組合では、法律に定めのない使用料及び手数料については、条例の定めにより徴収しておりますが、別表の表記に不備があったことから、必要な改正を行うものです。

議案第8号 平成21年度国保国吉病院組合事業会計補正予算（第2号）。お手元の資料の

とおり、収益的収入及び支出の病院事業収益につきまして、病院の患者数の減員、老人保健施設の医者数等の減員が見込まれることから、1億5,060万円の減額。支出の病院事業費用につきまして、病院におきまして、医師、看護師等が減員したこと、期末勤勉手当の支給率及び給与のマイナス改定により、給与費等に不用額が生じたこと。また、老人保健施設におきましても、同時に給与費に不用額が生じたこと等から、4億2,160万円の減額補正をするものです。

また、資本的収入及び支出の資本的収入につきまして、企業債の減額、新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業補助金の増額との差額116万円を増額補正するものです。

議案第9号 平成22年度国保国吉病院組合事業会計予算。これもお手元の資料のとおりですが、収益的収入及び支出の予定額は病院事業収益32億2,267万8,000円、病院事業費用と予備費の合計で32億2,277万8,000円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入で1億3,118万6,000円、資本的支出で2億1,369万1,000円とするものです。

以上で、国保国吉病院組合議会報告を終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

なお、本日の会議に3番江澤勝美議員は所用により欠席する旨の通告がありました。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長より指名します。

2番 小 倉 明 徳 議員

4番 小 高 芳 一 議員

をお願いします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第3、議案第1号 大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長(石井政一君) それでは、議案第1号 大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例の制定について。大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例を次のように制定する。でございますが、本文に入る前に、提案理由でございます。平成22年3月9日の第1回定例議会、議案第8号により可決をいただきました本条例附則の中で影響を受ける大多喜町組織条例の一部改正、町長の権限に属する事務分掌から老人ホームを削除いたしました。老人ホーム事業は管理者を置くことができなく、法の解釈を誤り、削除したことが適当ではないことから、元に戻すものでございます。本当に申しわけございません。

それでは、本文でございます。

大多喜町特別養護老人ホーム事業設置に関する条例の一部を改正する条例。附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附則、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(野村賢一君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第4、議案第2号 大多喜町地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) それでは、議案第2号、3ページになりますが、お聞きいただきたいと思います。

議案第2号 大多喜町地域情報通信基盤整備工事請負契約の締結について。大多喜町地域情報通信基盤整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

本文の説明の前に事業概要について説明をいたします。

まず、工事費2億9,536万5,000円に含まれます事業内容ですが、調査とか、あるいは設計、施工、監理が含まれております。

施工内容ですが、お配りをしてあります参考資料の裏面に示してありますように、ごらんいただきたいと思いますが、まず、この絵ですけれども、NTT局舎から光ファイバーケーブルを道路沿いに沿って立てられております東京電力の電柱とNTTの電柱を使いまして、そこにケーブルを張っていくということになります。なお、この図の赤い実線、局舎から赤い実線が途中で分かれて2ルート出ておりますが、この実線部分の工事が、今回の町が整備を行う部分でありまして、地域情報通信基盤整備推進交付金事業に該当するところでございます。

一方、NTT側で整備する部分といたしましては、実線から出ております赤の点線で示しましたところをごいまして、まず局舎の整備をすることとなります。NTTが局舎の整備を、まずいたします。大多喜町の局舎の数は、82局から85局まで4局ありますので、この4か所を光ファイバー設備用に改修工事を、まず行います。

また、町の整備した光ファイバーケーブルから、それぞれの光ファイバー加入者宅の、いわゆる最寄りの電柱、一番近い電柱ですね、それぞれの加入しようとする家の一番近い電柱までの配線についてもNTTが工事を行うこととなります。したがって、その先の各加入者宅までの線につきましては、お手元の図では、青い点線で示されておりますが、そのあたりは何メートルになるかわかりませんが、最寄りの電柱から家までの宅内につきましては、各戸でお願いをしたいということになっております。

なお、その負担額は1件当たり2,100円ということで、この辺は一律で引けるということになっております。

図の説明は以上でございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

- 1、契約の目的、大多喜町地域情報通信基盤整備工事。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、契約の金額、2億9,536万5,000円。
- 4、契約の相手方、千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地、東日本電信電話株式会社千葉支店、取締役千葉支店長 加賀谷 卓。
- 5、工期、議会の議決の日から平成23年2月28日まで。

といことで、本事業については平成21年度事業でございますが、翌年度に繰り越しをして事業実施をするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） すみません、何点かあります。

工期の件なんですけれども、この契約によって、平成23年2月28日までということになっておりますが、これはこの赤の実線部分の工期なのでしょうか。実際利用者が利用できるの

はいつからになるのでしょうか、というのが1点です。

2つ目なんですけれども、これができたあかつきには長期継続契約の賃貸によって貸し出すということなんですけれども、その賃貸契約はどういうことで今行われているのでしょうか。そして、このことによってランニングコストの削減を図るとありますが、実際できてしまっからのランニングコストはどのくらいかかる見通しでしょうか。

以上、とりあえず3点です。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） まず、工期の件でございますが、5番目の工期ということで、来年の2月28日までということでございますが、この工期そのものについては工事の工期でございますので、いわゆる赤の実線部分のことを指します。ただし、運用は平成23年4月からということになっておりますので……

（「4月1日からですか」の声あり）

○企画商工観光課長（森 俊郎君） はい、そういうことです。ですので、それまでにすべてがつながると、加入すればつながるということになろうかと思えます。

次に、できたものにつきましてどうするかということなんです。今回のこの工事あるいはその後の運用に当たっては、いわゆるI R方式ということで、公設民営というんですか、いわゆる町で整備をいたしまして、NTT側に貸し出すということでございます。当然I R方式でございますので、ある一定の加入者をもって、その加入負担金で運営をしていくということと考えております。

ただ、いわゆるランニングコストということを言われましたので、申し上げますと、現在試算ですと1,350件入った場合、この場合においてはいわゆる町負担は極端に言えばゼロというようなことで考えております。したがって、最低でもできる限りそれに近い数字あるいはそれを超えたいということで、今後加入の促進を図っていきたいということでございます。

なお、直近の我々のデータとすれば、アンケート調査をやりました結果ですと、1回目ですと1,000件ちょっとしかなかったんですが、2回目は1,300件を超えておりましたので、ただし最初から1,300件入るかなということは、ちょっと我々は考えておりませんが、できるだけ1,300件に近づけるように、今後加入の促進に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 町負担のことですけれども、直近データだと1,350件前後であろうということなのですが、それはアンケートの結果もありますけれども、ちょっと希望的観測過ぎるのではないかと。正直なところ、当面どのくらいの負担を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 議員ご指摘のとおり、多分安易な観測で1,350件、これは私どもは希望を申し上げたものでありまして、果たしてそれが入ってくれるかどうかわかりませんが、努力をしたいということでございます。

なお、では一体どのくらいが一番確実な加入の線になるかということで考えますと、現状では大体1,000件くらいがいいところかと、そういうふうに考えて、後は努力次第ということなんですが、1,000件くらいを見込んでおります。したがって、あとの350件をどうするんだということになりますと、この部分がいわゆる町の負担が発生する部分であるということでございます、ではこれを金額に換算するとどうということになりますかという、300万円弱ということで計算上は出てきております。280万円くらいになるでしょうか。そういった額ではないか、たしか一月671円の12か月ですから、700円にして約8,000円の350倍ですから、280万円程度なんではないか、そういうことで町負担が、それでも出てしまうというような計算になるかと思えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） もう1つのランニングコスト、修理というかメンテナンスの問題があると思うんですが、その辺についてはどのような見通しなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） できた当初は修理というのは、実は我々考えてはおりません。当然機械ですので壊れることはあるかと思いますが、今のところはそこまで考えていないんですが、そういう状況です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7 番吉野僖一さん。

○7 番（吉野僖一君） 実際に使うのは来年の4月1日からというんですが、工事が終わった

時点、早いところと差があるんだけど、できたところから使えるというふうにはならないんですか。先ほどの説明で。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） すみません。まだ何かご質問があるのかと思いましたが、すみません。

当然できたところから使うことはできません。ただ、困ったことに、電柱を借りますけれども、その分の電柱を借りる借地料だけ発生します。つながらないんですけれども。そういったことでなっております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 7番吉野さん。

○7番（吉野信一君） 今、使えないということなんでけれども、技術的にはできるのではないですか、そのできたところからというのは。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） いいことか悪いかわかりませんが、当然町はすべての工事が終わったときにすべての検査をしますので、そういうことで使えるとすればつながりますから使えるかもわかりませんが、基本的にはそういうことで最後の工事が終わった時点でつなげるということになるかと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

2番小倉さん。

○2番（小倉明德君） 概要の中段に長期継続契約ですか、文言がありますね。この長期というのはどのくらいのことを指しているのですか。ちょうど真ん中あたり。

（「最後のほう。説明文の最後のほう」「下のほうにある。ランニングコストの上」の声あり）

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 一般的には機械の耐用年数というのが10年ということなので、とりあえず10年。

（「10年」の声あり）

○企画商工観光課長（森 俊郎君） はい、耐用年数10年なもので。ただ、機械そのものは、当然今通常の電話線が張ってあっても、10年ですべてを張りかえているということは、まず

ありませんので、20年とかそういったスパンで使えるだろうということは言われております。

(「40年」の声あり)

○企画商工観光課長(森 俊郎君) あ、いや40年というか20年ぐらいいは。ただ、20年過ぎて  
も使える場合も当然出てきますけれども、基本的にはそれは大丈夫だという見解です。

以上です。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

6番君塚さん。

○6番(君塚義榮君) 来年の7月からアナログが地デジになりますよね。その場合と、この  
光ファイバー、これ来年の4月からですよ。そうすると、知らない人だとみんなアナログ  
から地デジにかわってしまうと思うんですよ。かわって、年寄りなんかは知らないからテレ  
ビや新聞なんかでどんどん宣伝していますから買ってしまうだけけれども、その7月以前に  
4月から光ファイバーでやった場合と、地デジでやった場合、実際一般家庭ではどちらが得  
か。その辺のメリット、デメリットをきちっと知らせる必要があると思うし、我々も知りた  
いんですけれども、今ここでわかれば教えてもらいたいんですけれども。

○議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) 私も細かい数字までは、ここで言いきれないんですけれ  
ども、基本的にはアンテナを立てて、いわゆる地デジのアンテナ対応のほうが安いです、毎  
月料金がかかりませんので。したがって、光ファイバーを使ったほうが、お金はかかるよう  
になってしまいます、当然経費は。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

6番君塚さん。

○6番(君塚義榮君) では、年寄り家庭とか、まあ我々もそうなんですけれども、そういつ  
た人たちが、もう7月の地デジを目的にどんどんやっている人も多いと思うんですよ。だけ  
れども、光ファイバーのほうが実際に有利な面もあるわけでしょう、映りがいいとか。今地  
デジで映らない場合で、光ファイバーになった場合は映りがよくなるとか、そういったメリ  
ットもあるわけですよ。だから、そういったことをきちっと知らせないと、早く光ファイ  
バーのほうが先行するわけですから、どちらが得かということを、一般家庭がやっぱり知る  
必要があると思うんですよ。その辺の詳しいことをやはり知らせてもらいたいんですけれ  
ども。

○議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 実は、この加入促進というか仮申し込みというんですか、光ファイバーの。その促進をなるべく早くやろうということで考えております。そういった中で、当然映れば一番テレビの場合はいいわけで、それで一番安いですがけれども、どうしても映らない場所がありますので、そういった所は光ファイバーにせざるを得ないということがありますので、その辺は光ファイバーの加入促進の際に説明をしていきたいと思っております。

なお、現在それぞれ特に映らないという所はわかっていますので、説明会に、ゆうべも小土呂の市部、市部とは茂原に向かった市部ですがけれども、あちらのほうにも説明会に行っていますし、せんだって何か所かで説明会を開かせていただいています。ただし、言われているように、老人世帯の人たちが当然来ませんよね。そういったことで、今後は区長を通じて連携を図りながら、そのあたりできるだけ遺漏のないように、なるべく早く進めさせていたいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに。

2番小倉さん。

○2番（小倉明德君） 10年で契約しますよね。それを過ぎたらどうなるんですか。ゆっくりと、ちょっと耳が悪いから、ゆっくりとわかりやすく説明してください。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） はっきり言って、今の時点のことなので、その後のことはまだわかりません。ただ、町とすれば当然今回参入するのはNTTでございますので、将来的にはNTTにすべてを引き取ってもらいたいという希望は持っています。したがって、我々がいわゆるIR方式ではなくて、できることであればすべてNTTが民間でやっていただきたいなということでは要望はしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 工事の件なんですけれども、ここの図でいう赤の点線部分なんですけれども、これは初期投資として、町内のすべての最終的な電柱に接続はするんですか。来年の2月28日までに。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） すべて入っていただけるところは、すべてそのようにいたします。

（「電話があるところはすべて」の声あり）

○企画商工観光課長（森 俊郎君） いや、電話があるところではなくて、加入しますと、光を入れますというところはすべて、この赤い点線で最寄りの電柱のところまで持っていきますよということです。

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 当面は入れる予定はないという家がありますね。もし、その世帯が後になって加入したいというとき、工事費は最寄りの電線からの分2,100円でいいんですか。そのときには、後になってというときには、まだ赤線の部分が来ていないじゃないですか、メインの電柱から末端の電柱まで。その辺の工事費はどうなるんですか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 2,100円というのは今時点の話なものですから、いつその人が入るかというのはわからないんですけども、基本的には水道管と同じように幹線道路なりに管が入っていますので、そこから一番近いメーター器までは、メーター器というか近いところまでは、この場合ですと電柱まではN T Tがやりますよということでございます。そこから先の2,100円の負担については、今後のいつ入るかによって変わるかもしれないということで、現在知らされているのは平成22年度中であれば2,100円ですということで、こちらに言われている額でございます。

（「確認します。確認、確認。だって、ここ大切なことだもの。大事なことだもの」の声あり）

○議長（野村賢一君） はい、では1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） これは大事なことだと思うんです。後から入った人が不利にならないという保証がやはり必要なので。

そうすると、赤線部分については初めの今回の平成23年2月28日までに入らなくても、それ以降に申し込んでも、個人の負担は末端の電柱から自分の家に引き込む分がいいということですね、申し込みはいつでも。わかりました。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番君塚さん。

○6 番（君塚義榮君） 重複になるかもしれませんが、この図でいうと、この赤の点線、

これは加入申し込みをした人あるいはしない人も限らずに、家の直近の電柱まで全部こうやるんですか。

(「来ない」の声あり)

○6番(君塚義榮君) やっておくんですか。

○議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) 実線の赤のところは町が整備します。それで、私は入りたいという人が、そのうちの1件の家になった場合は、その赤い点線と緑の点線は自分が張るんですけれども、お金を2,100円出して張るんですけれども、その線についてはもし入らなければ、この赤の点線も緑の点線もないということです。もし入りたいというときは、この赤の点線はNTTが整備してくれます。そのかわり緑の点線については個人で2,100円負担してくださいということです。

(「後から申し込んでも、この赤い点線はやってくれるわけですね」の声あり)

○企画商工観光課長(森 俊郎君) そのとおりです。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

7番吉野さん。

○7番(吉野僖一君) ちょっと確認なんですけれども、この交付金の整備範囲でわかるんですけれども、交付金というのはここに出ている計上の2億9,536万5,000円という、これがそうですか。全部これは交付金ということですか。これが全額交付金ですか。

○議長(野村賢一君) 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長(森 俊郎君) 今回2億9,536万5,000円ということで、工事費を組んでございます。予算措置は2億9,920万円ということで、当初お願いをしました。なお、この差額分については、実は電線に電柱を借りますので、その共架料というんですか、電柱を借りる料金がまだ残っております。それは補助対象外なものですから。それが372万7,000円あるということです。ただし、若干10万8,000円それでも残ってしまいますけれども、それは電柱の数が少なかったということで、減るということになります。したがって、契約金額は2億9,536万5,000円の工事費であるということです。

(「交付金で全部ですか」の声あり)

○企画商工観光課長(森 俊郎君) そうということです。

○議長(野村賢一君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長(野村賢一君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第2回大多喜町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3時39分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成22年8月6日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 小 倉 明 徳

署 名 議 員 小 高 芳 一